



# 橋梁の標準的な協議フロー及び審査項目（案）について（通知）

技術基準の種類: 例規  
通知日: 平成9年8月18日

河 第 218 号  
平成9年8月18日

関係各課長  
農林水産部長  
各土木事務所長  
鳥取県企業局長  
各市町村長 } 殿

鳥取県土木部長

## 橋梁の標準的な協議フロー及び審査項目（案）について（通知）

このことについて、別添写しのとおり建設省河川局治水課流域治水調整官から通知がありましたので御承知ください。  
なお、県管理河川における取扱いについては、当面従前のとおりとします。

事務連絡  
平成9年7月28日

各地方建設局 河川部長  
北海道開発局 建設部長  
各都道府県 土木担当部長 } 様

河川局治水課  
流域治水調整官 吉川勝秀

## 橋梁の標準的な協議フロー及び審査項目（案）について

橋梁の設置協議について、一層の円滑化及び合理化の推進の観点から、今般、別紙（案）のとおり、標準的な協議フロー及び審査項目（案）をとりまとめたので、これにより試行されたい。

橋梁の標準的な協議フロー及び審査項目（案）

協議フロー (段階)	協議の主旨	本局担当課及び審査項目			事務所の対応		議事録記載事項 〔次の段階に行く ための必須事項〕
		担当課	審査事項	チェック	説明内容等	添付(特参)資料等	
協議の開始 (申請者) ↓ (事務所)	申請者が事務所長に河川協議を開始する旨を文書により通知	—	—	—	・事務所長から申請者に、河川協議を始める通知を受けたこと、また、担当者職名・氏名、今後のルート検討にあたって特に配慮すべき事項（例：河川環境管理基本計画との整合他）等を知	—	事務所長から文書によりおよそ2週間以内回答
河川諸元の照会 ↓ (申請者) ↓ (事務所)	申請者が概略設計の為に当該地区の改修計画上の河川諸元等を照会	—	—	—	・申請者に、必要区間について、計画高水流量、改修平面図(1/2500)、縦断図及び河床の経年変化図(おおむね過去10ヶ年分。上下流1km程度)等を提示	—	〔協議の開始と同時でもよい〕
ルート協議 (申請者) ↓ (事務所) ↓ (本局)  〔所長専決の場合 は事務所まで〕	河川管理上の影響を考慮した最適なルートを決定するため行う協議 ※水理模型実験、数値解析等の必要性の判断は、この時点までに行うこと	水政課 河計課 河管課	申請時期・内容等の情報把握、河川法上の助言等 事業計画(橋梁架設の必要性等) 工実及び改修計画との整合 他の工作物に悪影響を与えないか 土地利用状況、景観、その他自然的及び社会的環境を損わないか 河川環境管理基本計画との整合性を失わないか 狭窄部、水衝部、分合流部、に計画されていないか <sup>注)</sup> 河床の変動が大きい箇所に計画されていないか <sup>注)</sup> 旧川跡に計画されていないか <sup>注)</sup> 近傍に他の横断工作物(橋、伏せ越し等)がないか。ある場合、適切な対策を講じているか 橋梁の方向は洪水時の流向に対して90~60度の範囲か(60~45度の場合は、水理模型実験等による検討が必要) 管理用通路を考慮しているか 近傍の橋との統廃合を検討しているか 旧橋撤去を行うこととしているか(改築の場合)	—	(申請者添付資料) ・事業概要 ・ルートの比較検討結果及び左記項目に対する説明(項目毎) (事務所添付資料) ・河床変動関係資料	(申請者添付図面) ・位置図(1/50000) ・橋梁一般図(事務所添付図面) ・航空斜め写真 ・改修平面図(1/2500) 縦横断図	〇〇ルートで了解する 都市計画決定の際、別途定められた手続きによる

注) やむを得ず橋を計画するときは、水理模型実験、数値解析等により、河川への影響について検討を行い、適切と認められる対策を講じること。

